

此等諸君は、自らの利益を主張するに、  
 法律上の根拠を求め、裁判に訴へる。然し、  
 裁判は、法律の適用によるものである。故に、  
 法律の適用に当たっては、法律の趣旨を  
 正確に把握し、その適用を公平に行ふこと  
 が重要である。本件においては、原告は、  
 被告の行為が法律に違反していることを  
 主張し、損害賠償を請求している。被告は、  
 原告の主張を否認し、自己の行為が法律に  
 違反していないことを主張している。本件  
 の争点は、被告の行為が法律に違反してい  
 るかどうかである。本件を審理するに当た  
 り、裁判官は、法律の趣旨を正確に把握  
 し、その適用を公平に行ふことが重要であ  
 る。本件においては、原告の主張が法律に  
 違反していることを証明している。被告の  
 主張は、法律に違反していないことを証明  
 している。本件を審理するに当たり、裁判  
 官は、法律の趣旨を正確に把握し、その  
 適用を公平に行ふことが重要である。本  
 件においては、原告の主張が法律に違反し  
 ていることを証明している。被告の主張は、  
 法律に違反していないことを証明している。  
 本件を審理するに当たり、裁判官は、法  
 律の趣旨を正確に把握し、その適用を公  
 平に行ふことが重要である。本件におい  
 ては、原告の主張が法律に違反しているこ  
 とを証明している。被告の主張は、法律に  
 違反していないことを証明している。本件  
 を審理するに当たり、裁判官は、法律の  
 趣旨を正確に把握し、その適用を公平に  
 行ふことが重要である。本件においては、  
 原告の主張が法律に違反していることを  
 証明している。被告の主張は、法律に違  
 反していないことを証明している。本件を  
 審理するに当たり、裁判官は、法律の趣  
 旨を正確に把握し、その適用を公平に行  
 ふことが重要である。本件においては、  
 原告の主張が法律に違反していることを  
 証明している。被告の主張は、法律に違  
 反していないことを証明している。本件を  
 審理するに当たり、裁判官は、法律の趣  
 旨を正確に把握し、その適用を公平に行  
 ふことが重要である。

櫻園系八割備會大調支所  
 財團法人協調會大阪支所

ソレハ、昭和六年度ノ争議ニ北村氏ガ調停ニ立ツテ、今後地主モ小  
 作モ訴訟ヲ起サヌト決メタノニ地主ガ守ロウトシナイカラダ。今、  
 地主ハ自分ガ申立テタ調停ヲケツテ土地取上訴訟ヲヤラウトシテキ  
 ルデハナイカ。ソナチ地主ノキル村ニ住ムノハイヤダカラ高知市へ  
 移住シタノダ。  
 今マデハ組合ガ孤立シテキタ、自作農ハ地主ノ味方ヲシテキタ、  
 ソノタメ争議ハヤリニクカツタ。シカシ、コンドノ戸數割ソノ他ノ  
 税金ノ問題デハ自作モ未組織モオラ、ノ味方ニナルコト請合デス。  
 ソコデ、1、秋山ニハ醫者ガキナイ、ソレニ北村サンガ居ラヌト貧  
 乏人ノ戸數割ガフヘルカラ北村サンニ歸ツテ貰ハウデハナイカ  
 2、自作ヤ小作ソノ他ノ貧乏人ノ戸數割ヲ貰クスルナ、自轉車税ソ  
 ノ他ノ附加税ヲ増加スルナ 3、村ノ貧乏ナ小作ガ争議デ困ツテキ  
 ルノニ村長ハドウスル氣カ、トイフ村民大會ヲ充分準備シテ戦ヒ、  
 役場へ肉迫シテ行コウデハナイカ。